

2024.7.1 改訂

セーフティネット保証1号の認定を受けられる方 (連鎖倒産防止)

【セーフティネット保証1号】

民事再生手続開始の申立等を行った大型倒産事業者に対し、売掛金債権等を有していることにより資金繰りに支障が生じている中小企業者を支援するための措置です。

【認定の条件】

本店の所在地(個人事業主の方は主たる事業所)が葛飾区にある中小企業者で次のいずれかに該当する方。

- (1) 申請の時点において、再生手続開始申立等事業者に対して、50万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権または前渡金返還請求権を有していること。
- (2) 申請の時点において、再生手続開始申立等事業者に対し50万円未満の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権または前渡金請求権しか有していないが、申請者の全取引規模のうち、再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上であること。

【必要書類】

- ① 認定書 1部(テクノプラザかつしか 経営支援係窓口にあります。)
- ② 登記簿謄本 1通(法人のみ必要、発行日から3か月以内のもの)
- ③ 決算書類一式 または 確定申告書 2期分
- ④ 債権額を証明するもの(手形や手形受払簿等)
- ⑤ 商取引を証明するもの(売掛帳や納品書等)
- ⑥ 取引依存度算出の根拠となるもの(取引期間中の売掛帳等)

【認定の面接予約】

認定を受けるには、経営相談室の面接が必要です(事前予約制)。

場所:葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか 1階

【予約・お問い合わせ先】

葛飾区 産業観光部 産業経済課 経営支援係 電話 03(3838)5556

平日の午前8時30分～午後5時まで

様式第1

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書

年 月 日

葛 飾 区 長 あて

(申請者)

住 所

名 称

代表者氏名

(再生手続開始申立等事業者名)

私は、_____が、 年 月 日 _____(注1)の申立てを行ったことにより、下記のとおり同事業者に対する売掛金の回収が困難となったことにより、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(注1)「破産」、「再生手続開始」、「更正手続開始」等を記入する。

記

1. _____に対する売掛金 _____ 円

うち回収困難な額 _____ 円

2. _____に対する取引依存度 _____ % (A / B)

A 年 月 日 から 年 月 日までの _____ に対する取引額等
(直近6か月もしくは直近1年間)

_____ 円

B 上記期間中の全取引額等

_____ 円

(注1) 「破産」、「再生手続開始」、「更生手続開始」等を入れる。

(注2) 上記1、2 いずれかを記載のこと。

(留意事項)①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

認 定 第 号

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

葛飾区長 青木 克徳

(本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで)